

熊本県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関しては、法令の定めのあるもののほかこの要領の定めるところによる。

(通知)

第2条 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により市町村が県に対して行う通知は、行旅病人等救護通知書に診断書の写しを添えて行うものとする。

2 法第10条第1項の規定により市町村が県に対して行う通知は、行旅死亡人取扱通知書に検案書又は、死亡診断書)の写しを添えて行うものとする。

3 市町村は、前2項の規定により通知をした後被救護者の引き取りがあったとき、又は、被救護者を送還したときは、直ちにその旨を県に通知するものとする。

(公 告)

第3条 法第9条の規定に基づいて、市町村が行う公告は、別記様式によるものとする。

(繰替費用の種目等)

第4条 法第15条第1項の規定に基づいて、市町村が一時繰替支弁する行旅病人、行旅死亡人又はその同伴者の救護又は取扱いに関する費用の種目及び限度額は、次の表のとおりとする

| 種 目 | 限 度 額 | 種 目 | 限 度 額 |
|---|------------------------------------|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・医師診察料 ・手術料 ・往診料 ・入院料 ・看護料 ・薬価及び療養に関する必要品費 | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく診療報酬の例による | <ul style="list-style-type: none"> ・食料 ・被服寝具料 ・病人、死亡人のために特に要する薪炭油費 ・護送及び運搬に関する諸費 ・番人費 ・借家料 ・小屋掛料 ・死体検案料 ・死体検案書料 ・仮土葬及び火葬に関する諸費 ・墓標費 ・読経費 ・知事が特に必要と認める費用 | 最 小 必 要 限 度 の 実 費 |
| ・診断書料 | 慣行料金による | | |
| ・広告料 | 1件につき官報料又は新聞1回の実費 | | |

2 市町村は、特別の理由により前項の表に掲げる費用の限度額を超過し、又は前項の表に掲げる種目以外の費用を要すると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(費用の請求)

第5条 市町村は、法第5条又は第13条第1項の規定により、県に対し前条第1項の費用の弁償を請求するときは、行旅病人等救護費用請求書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

ただし、法第5条(行旅病人)の場合は、次の第4号及び第5号は省くものとする。

- 1 費用計算書
- 2 弁償状況調書
- 3 繰替支出に対する領収書の写し
- 4 官報又は新聞による公告の写し
- 5 遺留物件処分調書
- 6 扶養義務者の有無及び被救護者又は扶養義務者の費用負担能力が確認できる書類
- 7 前条第2項の規定による承認を受けた場合においては、その承認の写し

(遺留物件の保管)

第6条 市町村は、法第12条の規定により保管する行旅死亡人の遺留物件について遺留物件台帳を作成し、整理するものとする。

(遺留物件の売却等)

第7条 市町村は、法第12条ただし書の規定により売却する場合において競争入札に付さないときは、見積書を徴し、その最高の見積りをなした者に対してこれを売却することができる。ただし、買受人がないときは、又は市町村において、特に必要と認めるときは、棄却することができる。

(書類提出の手続き)

第8条 この要領により市町村が県に提出する書類は、市にあつては1部を直接、町村にあつては2部を福祉事務所長を経由して、それぞれ提出するものとする。

参考 【墓地、埋葬等に関する法律

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第9条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

- 2 前項の規定により埋葬又は火葬を行ったときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定を準用する。